

目次

前文

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 市民生活の基盤の確立(第6条—第10条)

第3章 市民生活と福祉活動(第11条—第14条)

第4章 福祉推進体制(第15条—第17条)

第5章 雑則(第18条)

付則

すべて市民は、時代の推移にかかわらず、その所得、健康及び住宅が保障され、就労、教育及び社会参加の機会が確保されるなど市民としての生活の基礎的諸条件が整えられるとともに、自立と連帯の精神を自ら堅持することによって、生涯にわたり人間としての尊厳と自由が保障されるものである。

市民の福祉は、市がその責務を積極的に果たすとともに、市民が自らの生活における責任と市民としての自覚を堅持することによって達成していくものである。

更に、市民の福祉は、自らの創意工夫と努力とによつて高め、築きあげていくものであり、すべての市民が触れ合い、連帯して生きていくことのできる社会、すなわち福祉社会を形成することによつてこそ実現できるものである。

このような認識の上に立つて、市と市民が相携えて福祉社会の実現に努めることは、未来に生きる市民にとつても重要な課題であることを確認する。

ここに、すべての市民と力を合わせて福祉社会の実現を決意し、その基本となるこの条例を制定する。

第1章 総則

(この条例の目的)

第1条 この条例は、市民福祉の基本目標並びに市民福祉の向上に果たすべき市、事業者及び市民の役割と責務とを明らかにするとともに、市民福祉に関する施策の基本となるべき事項を定め、もつて市民福祉の増進を図ることを目的とする。

(市民福祉の基本目標)

第2条 市民福祉は、社会的公正が確保されるとともに、個人の自主性が生かされ、生涯にわたり、快適な生活が実現されるものでなければならない。

第3条 すべて市民は、生涯のそれぞれの時期に応じて、人間としての尊厳にふさわしい生活が確保されなければならない。

2 すべて心身に障害のある市民は、日常生活及び社会生活において、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇が保障されなければならない。

3 すべて市民は、児童期にあつては、人間性豊かな安定した家庭と触れ合いのある地域社会において、心身ともに健全に育てられなければならない。

4 すべて市民は、青壮年期にあつては、社会の発展に寄与する中心的存在として、安定した勤労生活と充実した家庭生活が実現されなければならない。

5 すべて市民は、高齢期にあつては、家庭基盤の充実と地域社会における交流を通じて、生きがいのある生活が保障されなければならない。

(市、事業者及び市民の責務)

第4条 市は、前2条の市民福祉の基本目標が実現されるよう、市民福祉に関する施策を有機的かつ総合的に策定し、実施するように努めなければならない。

2 事業者は、自らも地域社会の構成員であること及びその事業活動が地域社会と密接な関係にあることを認識し、その事業の運営に当たっては、市民福祉の向上に努めなければならない。

3 市民は、自らすすんで自助に努めるとともに、社会連帯の理念に基づき、市民福祉に関する施策の円滑な実施に協力するように努めなければならない。

(国及び県に対する要請)

第5条 市は、常に市民の生活実態の把握に努め、その安定が損なわれることのないように、社会保障制度、雇用政策等市民の生活にかかわる国又は県の制度又は施策について、必要に応じ、その改善及び充実を要請するものとする。

第2章 市民生活の基盤の確立

(健康づくり)

第6条 市民の健康は、自らの健康に対する自覚をもとにして、地域保健に関する体制の確立及び良好な環境の維持により、保持され、増進されなければならない。

2 市民は、自らの健康の保持及び増進並びに疾病の予防及び早期回復に努めなければならない。

3 市長は、関係機関と連携して、市民の健康づくりについて、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 地域保健体制の計画的な整備に関する事。
- (2) 健康教育の実施に関する事。
- (3) 救急医療体制の整備に関する事。
- (4) スポーツ活動等の奨励に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市民の健康づくりについて必要と認められる事。

(生涯教育)

第7条 市民は、自立の気風を養うとともに、人格の完成をめざし、生涯にわたり、自ら学習と自己啓発に努めなければならない。

2 市長及び教育委員会は、市民の生涯教育について、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 市民が学習し、かつ、その成果を発表できる施設の整備に関する事。
- (2) 自主的な教育活動の啓発に関する事。
- (3) 地域社会における指導者の養成に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市民の生涯教育について必要と認められる事。

(住生活)

第8条 市民は、適正な負担により、快適な住生活が確保されなければならない。

2 市長は、関係機関と協力して、市民の快適な住生活の確保について、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 公的住宅の整備に関する事。
- (2) 住環境の整備に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民の快適な住生活の確保について必要と認められる事。

(勤労生活)

第9条 市民は、自らの能力の開発と発揮をもとにして、就労の機会が確保され、勤労等その主体的努力により、生活の安定と向上に努めなければならない。

2 市長は、関係機関と協力して、市民の就労の機会の確保について、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 産業の振興等雇用の拡大に関する事。
- (2) 職業訓練、雇用の促進等雇用環境の整備に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民の就労の機会の確保について必要と認められる事。

(消費生活)

第10条 市民は、消費生活についての知識を深め、自ら安全で合理的な消費生活を確保するように努めなければならない。

2 市長は、市民の安全で合理的な消費生活の確保について、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 消費生活の相談、指導及び啓発に関する事。
- (2) 消費生活の実態調査及び資料収集に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民の安全で合理的な消費生活の確保について必要と認められる事。

第3章 市民生活と福祉活動

(家庭生活)

第11条 市民は、家族員による相互の扶助と家庭機能を尊重することにより、良好な家庭生活の維持、向上に努めなければならない。

2 市長又は教育委員会は、市民が良好な家庭生活を維持するため、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 育児相談等児童の健全な育成に関する事。
- (2) 寝たきり老人又は心身に障害のある者の在宅する家庭、母子家庭、父子家庭等に対する援護に関する事。
- (3) 家庭福祉に必要な情報の提供に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市民が良好な家庭生活を維持するため必要と認められる事。

(地域生活)

第12条 市民は、地域社会の一員であることを自覚し、地域生活を通じて、相互の理解を深め、その役割を分担することにより、良好な地域社会の形成に努めなければならない。

2 市長及び教育委員会は、良好な地域社会を形成するため、地域福祉の拠点となる市民施設の整備その他必要な施策を行うものとする。

(福祉活動)

第13条 市民は、市民福祉を理解し、福祉活動を実践するための福祉教育を通じて、福祉意識の高揚に努めるとともに、近隣、地域、職域等の地域生活を通じて、福祉活動に努めなければならない。

2 市長及び教育委員会は、市民の福祉活動の促進を図るため、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

- (1) コミュニティ活動及びボランティア活動の育成に関する事。
- (2) 福祉教育に関する事。
- (3) 福祉活動に必要な情報の提供等に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市民の福祉活動の促進を図るため必要と認められる事。

第14条 文化、スポーツ、レクリエーション等の活動を行うことができる施設(以下「施設」という。)の設置者又は管理者(以下「設置者等」という。)は、市民福祉の向上のため、施設を市民の利用に供するように努めるものとする。

2 市長は、設置者等から、施設を市民の利用に供する旨の申出があつた場合は、必要に応じ、施設を市民の利用に供するものとする。

第4章 福祉推進体制

(福祉施策基本方針の策定等)

第15条 市長は、経済的、社会的及び文化的条件を配慮し、市民福祉に関する施策の基本となるべき方針(以下「福祉施策基本方針」という。)を定めなければならない。

2 市長は、福祉施策基本方針を定めたときは、その概要を公表するものとする。

(尼崎市社会保障審議会)

第16条 別に定めるものを除くほか、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第7条第1項に規定する事項その他市民の社会保障及び社会福祉に関する事項を調査審議させるため、市長の附属機関として、尼崎市社会保障審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員35人以内で組織する。

3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 社会福祉事業に従事する者

(3) 市民の代表者

4 委員の任期は、3年とする。ただし、再任することを妨げない。

5 委員の辞任等により後任の委員を委嘱する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(平20条例37・平25条例18・令2条例46・一部改正)

(市民福祉振興基金)

第17条 市民福祉の向上を目的とする事業を推進するため、尼崎市民福祉振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

2 基金として積み立てる額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 市民等が基金への積立てを指定した寄付金額

(2) 市の積立金額

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める寄付金額

3 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、市民福祉の向上を目的とする事業を推進するための経費に充てる。

4 前項の目的に支出してなお剰余金があるときは、これを基金に編入することができる。

5 基金は、基金の設置目的を達成するため、必要があると認めるときに限り、処分することができる。

6 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

7 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(平14条例1・一部改正)

第5章 雑則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

(尼崎市社会保障審議会条例の廃止)

2 尼崎市社会保障審議会条例(昭和30年尼崎市条例第25号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に尼崎市社会保障審議会条例第2条第2項の規定に基づき委嘱されている委員は、この条例第16条第3項の規定により委嘱されたものとみなす。

付 則(平成14年3月1日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成20年12月25日条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(尼崎市高齢者保健福祉推進協議会条例等の廃止)

2 次の各号に掲げる条例は、廃止する。

(1) 尼崎市高齢者保健福祉推進協議会条例(平成18年尼崎市条例第45号)

- (2) 尼崎市障害者福祉等推進協議会条例(平成18年尼崎市条例第47号)
 - (3) 尼崎市児童環境づくり推進協議会条例(平成18年尼崎市条例第48号)
- (委員の任期の特例)

3 この条例の公布の際現にこの条例による改正前の尼崎市民の福祉に関する条例第16条第3項の規定により委嘱されている尼崎市社会保障審議会の委員の任期は、その委嘱の期間にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

付 則(平成25年3月7日条例第18号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(令和2年12月25日条例第46号)

この条例は、令和3年6月27日から施行する。